

各 位

公益財団法人 中海水鳥国際交流基金財団

税法上の特典

1. 法人税

公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団は、法人税法及び所得税法で認定された「特定公益増進法人」です。「特定公益増進法人」への寄付金は、一般の寄付金とは別枠で損金算入の対象となります。添付の領収書を確定申告時にご使用ください。

(1) 損金算入限度額 ①+②

① 特定公益増進法人に対する寄付金に係る損金算入限度額

(所得金額の6.25%+資本金等の額の0.375%)×1/2

② 一般の寄付金に係る損金算入限度額

(所得金額の2.5%+資本金等の額の0.25%)×1/4

尚、特定公益増進法人とは、公共法人、公益法人等、その他特別法により設立された法人のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人をいいます。

2. 所得税

個人が、特定公益増進法人である公益法人に寄付をされた場合には、優遇措置を受けるためには、寄付した公益法人から交付を受けた領収書などを確定申告書に添付する必要があります

(1) 所得控除

総所得金額の40%を限度として、

特定公益増進法人に対する寄付金の合計 — 2,000円

尚、特定公益増進法人とは、公共法人、公益法人等、その他特別法により設立された法人のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人をいいます。